

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 5 の第12号
監 査 の 対 象：令和 4 年度監査委員監査 物品管理等に関する事務
所 管 所 属：会計室
通知を受けた日：令和 5 年 3 月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等） 各所属の備品出納簿（令和 3 年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和 3 年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。 会計室は、当該事務についてマニュアルを整備し、各所属あてに手順書や事務フロー等を添えて出力期間の都度通知するなど、各所属において事務が適切に実施されるよう取り組んでいたが、上述の状況であることを把握できていなかった。 【指摘事項】 2. 会計室は、各所属において必要帳簿が備え付けられるよう、システム改修等も含めて検討し、取り組まれない。	・システム改修により備品出納簿の出力期間を40日間から365日間に延長し、各所属の出力忘れによる出力・保管漏れの防止に努める。（令和 5 年 2 月16 日システム改修済） ・令和 5 年度 3 月27日に備品出納簿の出力依頼について通知。通知及び事務チェック表において、監査指摘について明記し、備品出納簿の確実な出力・保管についてより強い注意喚起を行った。（令和 5 年 3 月27日通知済）	措置済	令和 5 年 3 月27日